

広島県収受	
第	号
26.6.23	
処理期限	日
分類記号	保存年限

事務連絡
平成26年6月19日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第77条の4の2第2項の規定に基づく、医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告については、平成22年7月29日付け薬食発0729第2号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」に従い、実施していただいているところです。

また、平成25年3月11日付け薬食発0311第1号厚生労働省医薬食品局長通知「「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の報告における電子メールの活用について」により、これまでのファクス、郵送、及び「e-Gov 電子申請システム」を利用した報告に加え、電子メールによる報告（送信先：anzensei-hokoku@estrigw.mhlw.go.jp）の受付を開始する旨お知らせしたところです。

今般、システムメンテナンスのため、下記の期間中、電子メールによる報告の受付ができなくなりますので、当該期間内に報告いただく際は、ファクス、郵送等の方法により報告していただくよう、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知いただけますようお願いいたします。

記

平成26年7月18日（金）午後6時～平成26年7月22日（月）午前9時



広島県収受	
第	号
26.7.-2	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
平成26年6月30日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

標記の件については、「「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の電子メールでの受付不可期間について」（平成26年6月19日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課事務連絡）によりお知らせしたところですが、電子メールでの受付不可期間に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知いただけますようお願いいたします。

記

(誤) 平成26年7月18日(金)午後6時～平成26年7月22日(月)午前9時

(正) 平成26年7月18日(金)午後6時～平成26年7月22日(火)午前9時

